

記載例3 様式第7号 (保護観察所の長の上申の場合)

[無期刑仮釈放事件の刑の執行の免除の例]

調 査 書	
1 氏名及び年齢  ○ ○ ○ ○	最終犯時 24年 4月 上申時 72年10月
2 心身の状況 平成〇〇年頃から糖尿病の治療を受け、現在、白内障、糖尿病等のため定期的に通院し治療を受けているが、日常生活に支障はない。知能は普通域にあると認められる。本件入所時は、利己的、自己中心的な点が認められたが、現在では、健全な社会生活を通じて年齢相応の落ち着きが見られ、他者への配慮が認められるようになった。	
3 経歴及び行状 (1) 経歴の概要 昭和〇年〇月〇〇県〇〇郡〇〇町において、農業をなす父〇〇の第3子次男として出生。中学卒業後、鉄工所工員として就職したが長くは続かず、家業である農業の手伝いをしたり、転職を繰り返すうち、窃盗、強盗事件を起こし、19歳時に少年刑務所に服役した。その後、仮出獄許可決定により釈放され、実父の下に帰住し、農業の手伝いをしていたが、刑務所当時の仲間と不良交友を続けていた。昭和〇〇年〇月から鉄工所の臨時工員として稼働するが、怠業が続いて生活費や遊興費に困窮するようになり、本件犯行に至った。 (2) 保護観察の実施状況 昭和〇〇年〇月〇日、〇〇刑務所を仮出獄許可決定により釈放され、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇丁目〇番地(母)〇〇〇〇の下に帰住し、当庁の保護観察下に入った。保護観察開始当初から、担当保護司との接触は良好で、遵守事項をよく守り、普通自動車運転免許を取得して、卸売市場の集配の仕事に従事するようになった。 昭和〇〇年〇月〇日、自宅で実弟と飲酒した後、〇〇市内の市場に集金に行くため軽四輪貨物自動車を運転中、酒気帯び運転で検挙され、同月〇〇日〇〇簡易裁判所において、道路交通法違反により罰金〇万円に処せられた。また、昭和〇〇年〇月〇日、自宅で実弟と飲酒した後、同人を自宅まで送っ	

ていくため軽四輪貨物自動車を運転中、酒気帯び運転で検挙され、同月〇〇日〇〇簡易裁判所において、道路交通法違反により罰金〇万円に処せられた。

この2件の道路交通法違反事件について当庁から仮出獄取消申報を行い、昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇地方更生保護委員会において、仮出獄を取り消さない旨の決定がなされた。

昭和〇〇年〇月〇日婚姻により、〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇荘〇号室に許可を受けて転居した。

昭和〇〇年〇月〇〇日タクシー運転手として勤務中、前方不注視のため前方に停止中の軽四輪貨物自動車に自車を追突させ、運転中の被害者に加療約3週間の傷害を負わせる業務上過失傷害事件を起こし、同年〇月〇日〇〇簡易裁判所において、罰金〇万円に処せられた。

この業務上過失傷害事件について当庁から仮出獄取消申報を行い、昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇地方更生保護委員会において、仮出獄を取り消さない旨の決定がなされた。

平成〇年〇〇月〇〇日、〇〇市内に中古住宅を購入し、許可を受けて妻と共に転居した。

平成〇年〇月〇日タクシー会社に出勤するため普通乗用自動車を運転中、制限速度を時速34キロ超過する法定速度違反で検挙され、同月〇〇日〇〇簡易裁判所において、道路交通法違反により罰金〇万円に処せられた。

この道路交通法違反事件について当庁から仮釈放取消事由通知を行い、平成〇年〇月〇〇日〇〇地方更生保護委員会において、仮釈放を取り消さない旨の決定がなされた。

これらの違反等を繰り返している間、当庁保護観察官や担当保護司において、その都度交通法規を遵守するよう指導したほか、平成〇年〇月に、当庁において〇〇少年鑑別所に本人の資質鑑別を依頼し、本人の性格特性や運転適性などを把握して、その指導監督の参考としてきた。

その後は、再三にわたり交通事犯を起こしてきたことに対する反省、自覚も深まり、また加齢による身体機能の低下等も重なり、自動車を運転する際にはより慎重な運転に努めるようになったほか、できる限り公共交通機関を利用するようになっている。平成〇〇年〇月から健全な生活態度を保持した状態が続いている。

### (3) 就業状況

保護観察開始当初は、引受人である母のついで卸売市場の集配作業に従事していたが、普通自動車運転免許を取得したことを契機に、昭和〇〇年〇月末退職し、公共職業安定所の紹介で同年〇月〇〇市〇〇所在の〇〇運送に貨物自動車運転手として就職し、仕事が空いたときは、実家の農業を手伝うなど、真面目に就労を継続してきた。

昭和〇〇年〇〇月頃、腰痛などけがが重なり、会社を退職したが、失業中に普通第二種自動車運転免許を取得し、昭和〇〇年〇月から〇〇タクシーで運転手として就労を始めた。

平成〇年〇月に定年で一旦退職したが、引き続き嘱託社員としてタクシー運転業務に従事し、平成〇〇年〇月に嘱託期間が終了したことから、正式に退職した。

家業である農業の手伝いは、本人の体調がいいときに手伝いに行っている。

#### (4) 平素の行状等

日常生活は病院に通院するほか、近隣の人たちと交際するなど、極めて堅実に、落ち着いた生活を送っている。昭和〇〇年度及び平成〇年度に地域の自治会長を務めるなど、地域社会と関わりを保ちながら生活している。本人の前科については、地域内で知っている者もいるが、日頃の話題で本人の前科の話が出ることはなく、本人に関する悪評もない。

#### 4 家族の状況

妻 〇〇 (〇〇歳) 無職

と同居しており、家庭は円満である。妻とは、昭和〇〇年〇月に前歴を秘匿したまま婚姻した。当初は経済的に苦しいこともあって、夫婦仲が不和となった時期もあったが、次第に落ち着き、現在では、お互い高齢でもあり、支え合って生活している。

本人の実父は本人が刑務所入所中の昭和〇〇年〇月に死亡しており、実母は、昭和〇〇年〇月に病死している。

本人夫婦に実子はなく、妻と亡き先夫との間に2人の男の子がいるが、本人夫婦との同居歴はなく、それぞれ他県で生活しているため、交流はほとんどない。本人の実兄〇〇〇〇 (〇〇歳) は、農業を継ぎ実家のあった〇〇県〇〇市内に居住し、時折交流がある。実姉〇〇〇〇 (〇〇歳、無職) は婚姻して家庭を持ち、同じ〇〇市内に居住し、時折交流がある。長弟〇〇〇〇 (〇〇歳、無職) と次弟〇〇〇〇 (〇〇歳、会社員) は、それぞれ家庭を持ち、〇〇県〇〇市内に居住し、正月などの帰省のときに会うなどの交流が続いている。

#### 5 資産及び生計並びに将来の生計方針

収入としては、本人の年金が月額約〇〇万円、妻の年金が月額約〇〇万円ある。

住居は、約〇〇平方メートルの宅地に木造2階建ての一軒家(延べ床面積は〇〇平方メートル)である。土地、建物とも本人と妻の共有名義である。その他、本人所有の不動産はなく、預貯金としては、本人名義で約〇〇万円、妻名義で約〇〇万円ある。負債としては、住宅ローンは既に完済し、他に所有する

普通乗用自動車のローン（月〇万〇千円返済，平成〇〇年〇月完済予定）があるが，生活程度は普通で安定している。

#### 6 犯時の職業及び生活状況

少年時に刑務所に服役した後，仮出獄許可決定により釈放され，実父の下に帰住し，農業の手伝いをしていたが，刑務所当時の仲間と不良交友を続け，仕事に就いても長く続かず，生活費や遊興費に困窮していた。

#### 7 犯罪の動機，原因及び概要

本人は，仕事も長く続かず生活費，遊興費に窮し，その捻出に苦慮していたところ，前刑服役中に知り合った本件共犯者〇〇〇〇と，互いに金銭に窮していたことから強盗を実行することを共謀し，昭和〇〇年〇月から，本件の強盗や窃盗事件を次々とじゃっ起した。

その後，本人は単独で逃走し，知人を頼って〇〇市内の木賃宿に潜伏していたが，これを察知した警察官4名が踏み込み，本人を逮捕しようとした際，本人は，警察官を殺害してでも逮捕を免れようとし，警察官1名を刃物で突き刺して死亡させ，同2名にそれぞれ全治約4週間の傷害を負わせた。

#### 8 犯罪に関する参考事項

本人は，警察官を殺害した際に他の警察官によって逮捕された。

窃取などした金品は山分けし，質店に入質して換金した上，奪った現金と合わせて飲食費や遊興費に消費した。共犯者〇〇〇〇は，本人とは別々に逃走していたが，窃盗などの被害届を受けた警察官により，昭和〇〇年〇〇月頃に逮捕された。

#### 9 被害者及び社会の感情

本人は服役中の昭和〇〇年頃から，毎年の盆の時期に，作業賞与金から〇，〇〇〇円の供養料を生活環境調整担当保護司を介して，被害者遺族（妻）宛てに謝罪の手紙を添えて送金を続けていた。

保護観察開始の翌日には，担当保護司及び引受人に付き添われて被害者遺族宅を訪問し，本人が直接，被害者遺族（妻）に謝罪した。その後，ほぼ毎年欠かさず，被害者遺族に対して手紙を添えて，〇，〇〇〇円から〇万円の送金を続け，被害者遺族から返礼の手紙が度々本人に送られてきた。

平成〇〇年に被害者遺族から送られてきた返礼の手紙に，長年の送金の謝意と今後の送金は不要である旨記載されていたため，本人は担当保護司とも相談の上，被害者遺族の了解を得て，被害者の菩提寺（〇〇市〇〇町所在）に永代供養料として〇〇万円を納めた。

被害者遺族である妻〇〇〇〇は、当庁保護観察官の調査（平成〇〇年〇〇月〇〇日実施）に対し、「当時は憎んでも憎みきれない気持ちだったが、長年にわたり慰謝のお金を送金してもらい、十分に慰謝を尽くしてもらったと思っている。本人が恩赦を希望するのであれば、特に反対する気はない。」とその感情を述べている。

また、被害者の妻と別居している被害者の長男〇〇〇〇も、当庁保護観察官の調査（平成〇〇年〇〇月〇〇日実施）に対し、「本人が父を殺したことは記憶しており、その後本人が慰謝のお金を送金し続けていたことも、母から折々聞いていた。来年は父の〇〇回忌に当たり、自分としては事件のことはもう忘れてしまいたいと思っている。恩赦に特に反対する気はなく、最終的には母の考えに任せたい。」と述べている。

本人の居住地においては、本件を知る者もいるが、本人が地域の自治会長を務めるに際して、特に拒絶されたり、悪評が流されることもなく、地域社会に本人に対する悪感情はないと思われる。

#### 10 その他参考となる事項

- (1) 共犯者〇〇〇〇は、本件により懲役〇〇年に処せられて〇〇刑務所に服役したが、昭和〇〇年〇月〇〇日仮出獄許可決定により釈放され、〇〇県〇〇市居住の父の下に帰住し、昭和〇〇年〇月〇〇日期間満了により終結した。保護観察開始後、本人との交際は全くない。
- (2) 昭和〇〇年〇月〇〇日普通自動車運転免許を、昭和〇〇年〇〇月〇〇日普通第二種自動車運転免許をそれぞれ取得した。平成〇年〇月〇〇日道路交通法違反で罰金刑に処せられた後は、平成〇〇年〇月〇〇日道路交通法違反（指定速度違反により反則金〇万〇,〇〇〇円）で検挙された以外に、交通違反・事故は全くない。

#### 11 総合所見

- (1) 本件は、旧知の共犯者と共謀し、金銭目的で短期間の間に窃盗や強盗を繰り返し、さらに、本人は逃走の上、逮捕に赴いた警察官のうち1名を殺害するという大罪を犯したものであって、その結果は極めて重大であり、犯情も悪質である。
- (2) しかしながら、その後は深く前非を悔い、被害者の冥福を祈って行状を慎んでおり、改しゅんの情が顕著である。
- (3) 〇〇年〇〇月服役の後仮出獄許可決定により釈放され、以後〇〇年〇〇月を経過するものであるが、この間、道路交通法違反及び業務上過失傷害罪により罰金刑に処せられるなど、保護観察の状況は必ずしも順調に推移したとはいえない面も見受けられた。しかし、長年にわたり、農業を始め、

集配作業員やタクシー運転手として真面目に働き、一家の生計を支え、現在は妻と共に堅実で円満な家庭生活を送っており、平素の行状も良好で、既に健全な社会人として改善更生しており、再び犯罪をするおそれはないものと認められる。

(4) 本人は、妻に対し前歴の詳細を秘匿しているなど、日常生活において本件仮釈放中であることが著しく本人の精神的負担となっている。

(5) 本人は、長年にわたり被害者遺族に対して、供養料の送金を続けるなどの慰謝・慰霊の措置を誠実に継続するなど、相応の誠意を尽くし、遺族の感情は既に融和しており、犯行後〇〇年〇月を経過した現在、恩赦（刑の執行の免除）により、社会感情を刺激するおそれもない。

以上を総合的に勘案し、本人に対しては恩赦（刑の執行の免除）を行うことが相当と思われる。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 〇〇保護観察所長 〇 〇 〇 〇 印

